

[I] 企画部事業報告

第 1 不動産登記業務対策事業（不動産登記法委員会）

1 本人確認等事務に関する金融機関との合意

昨年5月28日、日司連から各単位会に対して、日司連と全銀協との間で登記業務における本人確認等事務取扱に関する合意がなされたため、8月1日までに地元金融機関との間で当該事務取扱につき協議・合意するよう要請がなされた。

これを受けて、当会部長会・理事会・支部長会等で当該要請への対応について協議し、各支部でも意見交換会を開催したうえ、平成20年8月27日に当会基準による「登記事務における本人確認等の要領」を取りまとめ、県内金融機関等に対して司法書士が行う本人確認等事務への協力要請を行った。

本件に関し、上記日司連・全銀協間の合意がなされた当初は、当会へ県内金融機関から本人確認等事務取扱に関する問い合わせがされるなど若干の混乱も見受けられたが、その後の各金融機関との調整・協力体制の構築により、金融機関が関与する登記業務における本人確認等事務がスムーズに行えるようになった。

2 通常業務対策

ここ数年来相次いだ不動産登記制度に関する法制度改正に伴い、各会員の執務には多大な影響がもたらされている。そのような状況の中で、個々の会員の執務内容に多少の差異があることを否定するものではないが、専門職能として、一定の標準化が求められるところである。

司法書士にとって、不動産登記業務はその中核であり、非常に多くの市民と接する機会を持つがゆえに、司法書士全体が日常執務にあたり、より高度な法的サービスを提供し、より詳細に説明を行うといったことを意識し、実践していくことは重要である。

そこで、当会で不動産登記法委員会を組織して、既存会員及び今後の新入会員または補助者にも近時の改正法令関係の整理ないし実務の指針として活用していただくべく、決済立会をはじめとして、新不動産登記法施行以後、当会で行ってきた研修会等の資料を精査・発展させた新不動産登記実務資料を作成した。

3 オンライン申請利用促進

登記業務におけるオンライン申請利用促進については、既に当会の司法書士認証カード取得率並びにオンライン利用率が、全国平均に比して圧倒的な数値を達成していることから、法務省や日司連から発信された情報提供（乙号オンライン請求の窓口交付開始、システム障害発生時の特別措置等）にとどまり、特段の促進活動は行わなかった。（オンライン申請利用

に関する資料については、前項の作成資料にも掲載した。）

オンライン申請に関しては、システム障害の発生など不安定な状況が依然としてなくなっていない現状があり、オンライン申請の利用の是非については様々な議論がある。しかしながら、オンライン申請特有のメリット（甲号申請における「対抗要件の早期取得」、「登録免許税の軽減」、乙号申請における「登記手数料の軽減」という国民の権利及び利益の保護に直結するもの）について、依頼者へ説明することなく司法書士の独断で申請方法が選択されるべきではない。今年度事業計画案でも触れるとおり、今後もオンライン申請利用への対応は進めていかなければならないものと考えられる。

※ 主要活動

- ① 本人確認事務（全銀協）
 - ア 当会各支部での説明会の開催（7/19、7/25、8/2）
 - イ 県内金融機関への要請
- ② 委員会（8回：新不動産登記実務資料の作成等）

事業費	3,600円（予算	50,000円）
旅費日当	226,125円（予算	250,000円）

第2 商業法人登記業務対策事業（企業法務委員会）

1 事業承継対策

事業承継問題に取り組むにあたっては、まず相談を受ける中小企業全体を分析し、後継者へ「ヒト・モノ・カネ」が総合的に承継されること、すなわち現経営者から後継者へ「企業が承継」されることが目的であるという認識を、司法書士及び企業側が共通して持つ必要がある。そして、そのための「経営承継計画」を作成・実施していくことが「事業承継対策」である。この承継計画の策定にあたっては、司法書士が有している民法・会社法に関する知識のほか、ある程度の税務会計に関する知識も必要となるなど、総合的な企業法務への取組姿勢が不可欠となる。

そこで委員会を組織し、事業承継対策として必要となることの検討から開始した。委員会では、こうした問題の本質的理解及びこの理解を前提とした具体的実務を検討するために時間を要し、委員会としての成果は残せなかったが、各種研修会・講演会等へ参加し情報収集をするとともに、委員会に河合保弘司法書士（大阪会）を招聘して、具体的な事業承継事例の研究を行ったほか、研修会を2回実施した。

事業承継問題については、司法書士の企業法務に関する知識習得に役立つものと捉え、今後も取り組む必要があると考える。

2 その他

前項の作業を優先し、新公益法人制度（平成20年12月1日施行）については、日司連作成の資料を配布するにとどまり、商業登記オンライン申請利用促進、商業登記業務にかかる犯罪収益移転防止法上の本人確認及び記録保存義務についての対応は行わなかった。

※ 主要活動

- ① 事業承継研修会等への参加、委員派遣
 - ア 中小企業基盤整備機構主催セミナー（9／19）
 - イ 珠洲商工会議所主催セミナー（10／7）
 - ウ 日司連主催専門業務研修会（9／20、21）
- ② 委員会（7回：事業承継事例の検討等）
- ③ 研修会（2／14、3／14）

事業費	0円（予算	50,000円）
旅費日当	307,035円（予算	250,000円）

第3 多重債務対策事業（多重債務対策委員会）

1 多重債務問題改善プログラムへの対応

全国信用情報センター連合会（以下、全情連という。）の発表によれば、無担保無保証借入の残高のある債務者数は、平成20年1月に約1132万人であったが、同年12月には約1096万人に減少し、このうち5社以上借入のある者は、同じく約124万人から約81万人に減少したとされている。これは消費者金融が貸出与信を厳格化したほか、一昨年、政府多重債務問題対策本部が策定した多重債務問題改善プログラムに基づき、官民をあげた多重債務対策が一定の成果をあげたものとの評価もできる。

しかしながら、上記の数値は、裏を返せばいまだ約81万人もの人々が5社以上からの借入をしているということを表しており、さらにこの数値は全情連加盟の貸金業者からの借入に限った数値であって、クレジット会社からのキャッシング借入等を含めると、さらに多くの人々が依然として多重債務状態にあると推察される。（クレジット会社は、主に全情連と異なる信用情報機関に加盟している。）

上記の数値からもわかるとおり、市民生活に関わるあらゆる法律トラブルの中でも、多重債務問題は市民に最も身近に起こりうる法律トラブルの一つといって過言ではないと考えられる。そうであるがゆえに、司法書士が多重債務問題について適切に相談に応じ、対応することができるようになることが、市民に身近な法律家としての司法書士に望まれる姿であろう。

こうした認識のもと、昨年度は県市町との連携のほか、会員の執務支援、

とりわけ新規会員あるいはこれまで多重債務事件を扱ったことがなかった会員が多重債務事件処理に必要な知識を習得できるようサポートを行い、新たに多重債務事件を受任できる会員を増加させることによって、ひいては司法書士の社会貢献、法的サービスの拡充につなげることを重点に事業を実施した。

2 会員研修

新規会員及び多重債務事件の処理経験の少ない会員を対象に、多重債務事件を処理するために必要な基礎的な知識・実務を習得することを目的として、下記（１）の要領により多重債務実務基礎講座を実施した。多数回、長期間にわたる研修日程にもかかわらず、予想を大きく上回る１８名の会員がこれに参加した。また、下記（２）（３）記載の研修会も実施した。

（１）多重債務実務基礎講座

会場：石川県司法書士会館
時間：午後７時から９時
講師：多重債務問題対策委員会委員
日程：
① ９月１８日（木） 相談受付・手続きの選択
② １０月 ２日（木） 受任・契約・債務調査
③ １０月１６日（木） 破産①（同時廃止）
④ １０月３０日（木） 破産②（管財）
⑤ １１月１３日（木） 民事再生①
⑥ １１月２７日（木） 民事再生②
⑦ １２月１８日（木） 任意整理①（通常）
⑧ １月 ８日（木） 任意整理②（過払）
⑨ １月２２日（木） 過払訴訟
⑩ ２月 ５日（木） 特定調停

（２）貸金業法研修

テーマ 貸金業法の概要について
貸金業者向けの総合的な監督指針の概要について
貸金業をめぐる最近の動きについて
講師 北陸財務局 理財部 金融監督第二課
上席調査官 廣田信行氏
日時 平成２０年１１月１日（土）午前１０時から１２時
場所 石川県勤労者福祉文化会館（通称フレンドパーク石川）

（３）多重債務実務研修

テーマ ①破産手続開始申立事件について
講師 金沢地方裁判所 主任書記官 西川純一氏
②過払訴訟における争点について
講師 多重債務対策委員
日時 平成２１年２月１４日（土）午後１時から３時

場 所 金沢市異業種研修会館

4 自治体等との連携

「石川県多重債務問題対策協議会」、「ストップ多重債務街頭キャンペーン」、「金沢市多重債務対策連絡協議会」、「多重債務相談キャンペーン」、「自殺予防シンポジウム in いしかわ」などへの委員派遣等の対応を行った。

5 消費者金融破綻対応

一昨年の株式会社クレディアに続き、平成20年3月24日にアエル株式会社が過払金返還請求の増加などにより経営破綻をきたし、民事再生手続開始の申立を行ったことから、緊急電話相談会を実施するなどの対応を行った。

委員会開催	7回		
事業費	6,048円	(予算	110,000円)
旅費日当	279,780円	(予算	590,000円)

第4 消費者問題対策事業（消費者委員会）

1 改正特定商取引法及び割賦販売法

昨年6月11日、改正特定商取引法及び割賦販売法が成立し、同6月18日公布された。改正法の基本部分である指定商品・指定役務制の廃止、クレジット契約に対するクーリングオフ制度の導入等は、本年12月頃には施行される。当委員会では、当初これらへ対応すべく、改正法・政省令等の研究ないし情報収集に努めてきたが、改正法の習熟にかなりの時間を要することや実務経験の少なさ等から、昨年度の段階で改正法に対する重点的な検討を行うことを見送り、改正法の概要及び悪質商法被害への現段階での対応について、外部講師による研修会を開催するに留まった。

2 消費者相談

当会の電話相談において、多重債務相談が減少を見せた一方、登記事件や一般事件に関する相談件数が増加傾向にある。今後も、当会によせられる相談が多岐にわたり、かつ複雑化していくことが想定されるため、相談担当者には幅広い知識の習得が要求されることになると考えられる。そこで、当委員会では、恒常的に相談がよせられるであろう交通事故問題及び労働問題に関する相談に対応すべく、当委員会の委員を交通事故問題対策チームと労働問題対策チームに分け、各分野の知識の習得を積み重ね、平成21年2月に交通事故基礎知識習得研修会を、同年3月に労働問題基礎知識習得研修会を開催した。

委員会開催	6回		
事業費	35,929円	(予算	50,000円)
旅費日当	265,445円	(予算	250,000円)

第5 その他

1 企画部会

旅費日当	21,400円	(予算	100,000円)
------	---------	-----	-----------

事業費合計	45,577円	(予算	260,000円)
-------	---------	-----	-----------

旅費日当合計	1,099,785円	(予算	1,440,000円)
--------	------------	-----	-------------

合 計	1,145,362円	(予算	1,700,000円)
-----	------------	-----	-------------
